

ハynes訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人社団誠馨会が開設するハynes訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護事業(以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師、その他従業員(以下「看護師等」という。)が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条

事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

1. 名称 ハynes訪問看護ステーション
2. 所在地 松戸市松戸1291-4 コスモ松戸ステーションビュー107

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条

ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 看護師1名
管理者はステーション従業員の管理及び指定訪問看護の利用申し込みに係る調整業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行う。
2. 看護師等 看護師（常勤換算2.5人以上）
理学療法士
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し指定訪問看護の提供に当たる。
3. 事務職員1名（非常勤職員）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までは除く。

2. 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条

指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

1. 病状障害の観察
2. 清拭、洗髪等による清拭の保持
3. 食事、排泄等日常生活の世話
4. 褥創の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理
10. その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条

1. 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当核指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その基準の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。また、別途定める料金表に基づき利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
2. ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
 - (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を超える場合の交通費
 - (3) 営業日、時間外に訪問看護を行った場合（医療保険のみ）
 - (4) 90分を超えた場合（医療保険のみ）
 - (5) 前日までに連絡がない場合のキャンセル料

(通常の事業の実施地域)

第 8 条

地域は松戸市内（当ステーションから半径 5 km以内）とする。地域外についてはご相談に応じます。

(個人情報の保護)

第 9 条

1. 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及び家族の了解を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条

1. 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。
2. 看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに利用者及び主治医に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条

1. 訪問看護ステーションは看護師の質的向上を図るための研修機会をつぎのとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - ① 採用時 研修 採用後 1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年3回
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. ステーションは利用者の虐待防止のための措置を定めるものとする。
 - ① 組織内の体制：責任者の選定（基本は管理者が行う）
委員会の設置
従業者の研修計画（年1回・オンライン）
 - ② 事案が発生した場合の対応方法の周知
 - ・ 責任者への報告
 - ・ 関係機関への通報・報告・協同

5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。